

令和8年度 家庭的保育事業 集団指導

練馬区福祉部指導検査担当課

保育サービス検査係



お知らせ



一般指導検査の実施方法の見直しについて

変更内容

変更前：保育事業者の施設に赴き実施する。（実地検査）



変更後：保育事業者の施設に赴き実施する。（実地検査）

または

書面による報告に基づき実施する。（実地によらない検査）

変更理由

児童福祉法施行令改正により、書面による報告を求め、基準を遵守していることを確認することにより、実地検査に代えることができるようになりました。この法改正に基づき、適切な運営を継続している事業者の受検の負担軽減を図るため、実施方法を見直すこととしました。

対象施設の選定

令和7年度の指導検査の結果、文書指摘がないこと、口頭指導の内容、令和6年度の指導事項の改善状況などを勘案して選定しています。
(令和9年度以降は、令和8年度の集団指導の受講状況なども踏まえて選定する予定です。)

令和9年度以降について

- 令和8年度に書面報告による検査を実施した施設
⇒検査結果によらず、9年度は実地での検査となります。
- 令和8年度に実地検査を実施した施設
⇒検査結果により、9年度は書面報告による検査になる場合があります。

※ 2年に一度は必ず施設に赴く実地での検査となります。

目次

★ 運営 ★

- 1 健康診断
- 2 避難訓練・消火訓練
- 3 安全対策

★ 保育内容 ★

- 1 人権・虐待防止
- 2 事故防止
- 3 児童の健康診断

★ 会計 ★

- 1 地域型保育給付費

運宮編



1 健康診断

1 健康診断の種類

| 種類 | 対象者 | 実施時期 |
|------------|-------|-----------|
| ① 雇入れ時健康診断 | 全ての職員 | 雇入れ時 |
| ② 定期健康診断 | 全ての職員 | 1年以内ごとに1回 |

2 検査項目

- ① 常勤職員
- ② 常勤職員の月の労働時間の4分の3以上勤務の非常勤職員

→ 次のページ

- ③ 常勤職員の月の労働時間の4分の3未満勤務の非常勤職員

→ 胸部レントゲンのみでも可

1 健康診断

<検査項目>

| | |
|------------------|--|
| 既往歴および業務歴 | 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） |
| 自覚症状および他覚症状の有無 | 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） |
| 身長、体重、腹囲、視力および聴力 | 血糖 |
| 胸部エックス線 | 尿 |
| 血圧 | 心電図 |
| 貧血（血色素量および赤血球数） | |

◆**雇入れ時健康診断では、省略できる検査項目はありません！**

ただし、3か月以内に受診した医師による健康診断の結果（書面）があれば、その検査項目を省略することができます。

この場合も、検査項目に不足がないか確認することが重要です。

◆**健康診断の結果は、確認後、写しを保管をしておきましょう！**

2 避難訓練・消火訓練

毎月、必ず
避難訓練・消火訓練の
実施が必要です！

要注意！

消火訓練は、受入児童が0人の月でも、
必ず消火行動を伴って実施してください！

2 避難訓練・消火訓練

避難訓練・消火訓練のポイント

- 1 避難訓練は、原則施設の外へ実際に避難してください。
- 2 机上（図上）訓練は避難訓練には当たりません。
必ず避難行動を伴う訓練を実施してください。
- 3 初期消火訓練は、消火の態勢をとる実地訓練が必要です。
消火器具の点検は、消火訓練には含まれません。
- 4 不審者対応訓練は、防災訓練とは分けて実施してください。
- 5 通報訓練や引渡し訓練も、年1回以上は実施してください。

2 避難訓練・消火訓練

避難訓練・消火訓練の訓練記録のポイント

- 1 訓練記録は、それぞれの訓練の内容が分かるように記載してください。
(お子さんや職員の避難の様子や職員の初期消火の動きなど)
- 2 訓練記録は、作成後は保管をしておいてください。

3 安全対策

安全管理については以下のような対策！

1 転倒防止

棚や家具等は、転倒しないように、固定などをする。

2 落下防止

棚の上や棚の中の物が、地震等で落下しないように、固定などをする。

3 誤飲防止

誤飲の危険性がある画びょうや安全ピン、小さなマグネット等を使用しない。

4 避難経路の確保

円滑な避難のため、避難経路に障害物を置かない。

※ 保育スペースだけでなく、子どもが立ち入る場所については、安全管理を徹底しましょう。

保育内容編



1 人権・虐待防止

施設等における虐待について

家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 第12条)

◇ 施設等における虐待とは、職員がこどもに行う次の①から④の行為をいう。

| | |
|-----------|---|
| ① <身体的虐待> | 保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| ② <性的虐待> | 保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。 |
| ③ <ネグレクト> | 保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。 |
| ④ <心理的虐待> | 保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |

施設等における虐待について

① <身体的虐待>

- 首をしめる、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じるおそれのある行為
- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折などの外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為

② <性的虐待>

- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする。
- こどもの性器を触る、こどもに触らせる、見せる
- わいせつな言葉を発する、会話する。
- ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど。

①から④の 行為の 具体例

③ <ネグレクト>

- 健康、安全への配慮を怠っている。
- 必要な看護等を行わない
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- 適切な食事を与えない
- 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- 虐待等や不適切な指導を行っている状況等を放置する

④ <心理的虐待>

- 言葉や態度による脅かし、脅迫を行う
- 感情のままに、大声で指示したり叱責したりする
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 「バカ」「あほ」など侮辱的なことを言う
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う（例えば、食べこぼし等を嘲笑する。「どうしてこんなことできないの」などと言う。）

施設等における虐待について

令和7年10月1日施行

虐待と疑われる事案を発見した場合

「虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない」

こととされている。

児童福祉法第33条の12第1項

保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

〔参考〕「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

こども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

1 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

朝、母親に抱かれてなかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。



恥ずかしいという表現は、大人の価値観の押し付けになる可能性があります。たとえば「お母さんの抱っこってうれしいねなど、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけるとよいでしょう。

2 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。



午睡中に話をすることが友だちの迷惑になるかもしれないこと、身体を休めることの大切さを伝え子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。

3 罰を与える・乱暴なかかわり

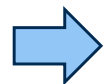
並ぶ時などに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張ったり、肩や背中を強く押して並ばせる。



保育士が子どもの腕を引っ張ったり、肩や背中を強く押ししたりすると怪我をする恐れがあります。丁寧な言葉がけで、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮しましょう。

4 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

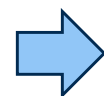
- ① 「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち「全員」に発表してもらう。



子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけを心がけましょう。どこに行ったかを話さなくても、どんな遊びをしたのか、楽しかったこと等でもいいかと思えます。

5 差別的なかわり

- ① いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉使ったらいけない」と注意する。



性別を理由に注意することは、差別的なかわりです。一人ひとりの違いを認め、かわりましょう。

不適切な保育を防ぐための施設の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う
そのために

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を通じた保育士の
気づきの促進

計画作成や
振り返りに
おける配慮

不適切な保育が
生じることのない
職場環境
及び職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、保育所保育指針等の関係法令に抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で素直に話すことができる場を設ける。

〔参考〕 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

2 事故防止

事故防止のためにも、ヒヤリハット！

例えばどんなこと…？

ヒヤリハットとは、保育の中で職員の「気づき」を集めて事故を予防するためのものです。小さなことでも情報を共有して、同じような関わりをしていくことで事故を未然に防ぐことができます。

「危ないかも…」と気づくことが多いほうが、様々な事故の想定ができます。

- 保育室に敷いてあるカーペットがめくれている。
⇒ 足が引っ掛かり転倒の可能性あり。
- 玩具などを、なんでも口に入れてしまうAさん。
⇒ 口に入れても大丈夫かどうか、小さい玩具、小物が部屋にないよう気を付けて点検しよう。
- CさんとDさんは、最近そばにいくと手を出すことが多い。
⇒ 二人が近寄ったときは、互いの遊び相手になったり、どうしたら「手を出さないで」あそぶことができるか工夫しよう。また、目を離さず未然に防ぐことも大切である。
- 公園で遊んでいる時人数確認をしたところ、一人いない。見渡すと、少し離れた所で遊んでいた。
⇒ 迷子にはならなかったが、確認がもう少し遅かったら見失いの可能性もある。全体を見渡す監視役の職員が必要である。

3 児童の健康診断

入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていますか。

以下のことを確認しています。

- 入所（利用開始時）の健康診断が実施されている。
- 定期健康診断が実施されている。
- 健康診断の未実施者がいない。
- 健康診断の実施時期・方法等が適切である。
- 健康診断の記録がされている。

連携園と連絡を取り合って、日時の確認をしてください。

ポイント

入所時と定期健康診断の時期が近い場合は連携園の嘱託医と相談してください。
また、第1回目の定期健康診断実施後に入所した児童は第2回目の定期健康診断から受診してください。

会計編



1 地域型保育給付費

地域型保育給付費

保育のために支給されているものです。
保育のためにきちんと使っていることを明確にするために、書類を適正に保管しましょう。

- ★ ご自宅と保育室が一緒の場合は、使った費用を按分しましょう！
(例：光熱水費、通信費など)
- ★ 家庭のものと一緒に購入した場合は、領収書等に印をつけるなどして、保育のために購入したことが明確にわかるように管理しましょう！
- ★ 物品購入時のレシートは、そのまま切らずに保管しましょう！

指導検査の 実施について

実地検査の実施時期については、6月を予定しています。例年どおり、原則としておおむね1か月前に実施通知を送付いたしますので、ご準備いただくようお願いいたします。また、書面による報告に基づき実施する実地によらない検査の詳細は実施通知でお知らせします。



★指導検査（実地検査）の流れ★

- おおむね1か月前に実施通知をメールで送付します。
- 事前提出書類については、メール到着後、2週間以内にご提出ください。
- 当日の検査時間は1～2時間程度です。
- 検査終了後、1か月程度で結果通知を郵送します。
- 文書指摘があった場合、改善状況報告書をご提出ください。

また、口頭指導などについても改善してください。



これからも安全安心な保育のために・・・
ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
完了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和8年7月13日(月) 必着